要求水準書

1　件名

「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会講演録～」の編集作成等業務委託

2　業務目的

公益財団法人特別区協議会（以下、協議会という。）が主催した大森彌先生追悼講演会（全４回実施）の講演内容及び当協議会が所蔵する先生の著作目録を収載した、特別区の自治の進展について考える機会とするための書籍を作成する。

なお、実施した大森彌先生追悼講演会の様子は、YouTube「公益財団法人特別区協議会事業部」チャンネルにて公開している。

3　履行期間

契約締結日から令和８年３月 31 日（火）まで。

なお、スケジュールの詳細は事業者からの提案をもとに協議の上、決定する。

4　見積限度額

10,956,000 円（税込）

※上記金額は、編集・校正（講演会講師との校正を含む。）・印刷製本・納品・発送までに係る諸経費を含む。

5　基本コンセプト

協議会が所有する大森彌先生追悼講演会講演録（講演会音声反訳原稿及び講演会資料）と各種資料原稿を素材として、特別区の自治と今後について読者が考える機会となるように、読みやすく、分かりやすいことを意識した原稿の編集・校正及び構図、デザイン等の工夫を行い、書籍にまとめる。

なお、書籍を活用する対象は、研究者及び自治体関係者を想定している。

6　書籍の構成

(1)頁数

A5 判 500 頁程度

頁数は見込みであり、編集作業等により増減する可能性がある。

(2)作成する書籍の構成

ア　表紙

イ　刊行に当たって

ウ　目次

エ　大森彌先生追悼講演会講演録　第１章～第４章（A５判 450 頁程度）

オ　大森彌先生と特別区との関わり（A５判 50 頁程度）

カ　大森彌記念文庫の著作目録

キ　裏表紙

7　委託事項

(1)原稿の整理及び編集業務

ア　協議会が提供する大森彌先生追悼講演会の反訳原稿及び原稿（データまたは紙）について、執筆者間（６人の講師及び協議会が作成する原稿）の記載の重複、前後関係の矛盾等を協議会又は執筆責任者（講師）へ指摘し、確認を取った上で文章を整えること。

イ　文章の誤字・脱字の確認及び表記の統一を行い、文章を整えること。

ウ　原稿をＡ４判からＡ５判に組版し、総頁数500頁程度に収めること。

エ　表紙、目次、章タイトルや見出し、グラフや図及び表等を分かりやすくデザイン・レイアウトし、編集を行うこと。

なお、表紙等のデザインは複数提案すること。

また、グラフや図及び表等については、必要に応じてトレース作業を行うこととし、トレース作業の要・不要の線引き、方針等について「企画提案書」に示すこと。

オ　巻頭目次の作成を行うこと。

(2)書籍の印刷製本に関わる業務

ア　規格

A 印刷は、表紙及び口絵等はカラー印刷、本文はモノクロ印刷で行うこと。

B 冊子は、Ａ５判縦で500頁程度とすること。

C 文字組は横組を基本とする。

D 装丁は上製本とし、スピンを付けること。

また、表紙にタイトルを記載すること。

なお、表紙の色、口絵、綴じ方、製本、表紙及び本文の用紙等の規格については「企画提案書」に示し、提案すること。

E 本文の用紙については、字の裏写りに配慮した用紙を使用すること。

イ　校正

３回以上実施すること。

初回の校正は、校訂を含むこととし、講師に対して校訂料を支払うこと。なお、校訂対象は「エ　大森彌先生追悼講演会講演録　第１章～第４章」の講演録本文（200頁程度）のみとし講演資料は含まないものとする。

校訂料は別添「公益財団法人特別区協議会謝金等支払基準　別表第２　原稿料等基準（第５条関係）」を参考にするものとし、本校訂に係る諸経費は全額委託費用に含むものとする。

(3)発送業務

協議会に納品するとともに、協議会の指定する自治体等に発送すること。

＜発送場所内訳(予定)＞

協議会	100部
関係自治体等	300部

8　履行体制

本冊子の発行目的を理解し、読者の視点から編集についての提案を行うことができ、学術分野等の編集に関して高い専門性と十分な実績を持った責任者及び担当者を配置し、迅速かつ正確に編集等を行うことができる体制を整えること。

なお、本委託業務に当たる責任者及び担当者の経歴・実績、役割分担及び本業務への専念度合い等について「企画提案書」に明確に示すこと。

入稿から編集、校正、印刷製本、納品、発送までのスケジュール案を作成の上、「企画提案書」に示すとともに、受託後は協議会と協議し円滑な業務遂行に努めること。

9　成果物

(1)発行部数は 400 部とする。

(2)完成原稿の PDF データを１部納品すること。

10　個人情報等の取扱い

(1)基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び公益財団法人特別区協議会個人情報保護規程（令和５年規程第４号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2)秘密保持等の義務

ア　受託者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

イ　受託者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、アの義務を遵守させなければならない。

(3)目的外利用等の禁止

ア　受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

イ　受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(4)再委託

ア　受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。やむを得ず受託業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に通知し、承諾を得なければならない。

イ　受託者は、この契約により受託した事務についてアの規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受託者は再委託先

に対して適切な監督を行い、委託者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

ウ ア、イの規定は、再委託先が受託者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

(5) 複写、複製等の禁止

ア 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

イ 受託者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(6) 個人情報の安全管理措置

受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(7) 事故発生時等における報告及び対応の義務

受託者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を、書面をもって委託者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。また、受託者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、監査等の実地調査に対応しなければならない。

(8) 監査・検査への協力等

ア 委託者は、受託者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じていることを確認するため、受託者に報告を求めるものとする。

イ 委託者は、受託者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(9) 返却及び廃棄の義務

ア 受託者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに委託者に返却しなければならない。

イ アの規定にかかわらず、受託者は、当該個人情報を委託者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(10) 契約内容の遵守状況についての報告

受託者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、委託者に適宜報告するものとする。

(11) 契約の解除、公表措置及び損害賠償義務

ア 委託者は、受託者が個人情報等取扱いに関する義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

イ　アの場合において、委託者は、その事実を公表することができる。
ウ　アの場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(12)その他

受託者は、公益財団法人特別区協議会個人情報の管理に関する細則（令和６年７月２２日常務理事決定）第３０条第３項により定められた誓約書及び公益財団法人特別区協議会個人情報の取扱いに係る委託業務の検査等取扱要領（令和６年７月２２日総務部長決定）により定められた各種報告書等を提出するものとする。

11　その他

(1)　本業務のために得た資料、データ等については、本業務以外の目的で使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。

(2)　協議会との合意のもと、編集作業以降の工程については一部再委託することができる。なお、一部再委託を行う場合は、再委託先名及びその実績等の情報を事前に提供すること。

(3)　受託者は、本業務の履行において、各種法令を遵守しなければならない。

(4)　情報資産の全部又は一部を、許可なく複製してはならない。協議会の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を協議会に返還しなければならない。

(5)　本業務において使用する著作権、商標権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）については、その権利を侵害しないよう、使用権を取得するなど適正な手続きを行うこと。

本業務においてデジタルデータを使用する場合は、著作権等が侵害される違法なコピー又はアップロードとならないよう、十分な対策を講じること。

(6)　本要求水準書により作成された成果物及びその過程で製作された製作物全ての著作権及びデザインの版権は、二次使用も含めて委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

なお、成果物のデータについては、今後増刷や更新のため、委託者が他事業者と契約した場合には、当該事業者に提供できるものとする。

(7)　受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者は委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その責任及び賠償等の費用を負うものとする。また、受託者の責任及び賠償等の費用負担は、本契約期間中はもとより契約期間満了後又は契約解除後も同様に発生するものとする。

なお、第三者との紛争が発生した場合、受託者の責任により交渉を行い、紛争解決に向けて誠意をもって対応すること。

(8)　本要求水準書に定めのない事項や、資料集の編集等に関し問題が生じるおそれがあると思われる事項等が発生した場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定する。